

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 九
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 九
- 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 九
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 九
- 道路の区域を変更する件 九
- 道路の供用を開始する件二件 九
- 都市計画事業を認可した件 九
- 都市計画事業の変更を認可した件 九
- 土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件 九
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 九
- 福島県教育委員会教育長 落札者を決定した件 九
- 福島県内水面漁場管理委員会 福島の持ち出し等について指示する件 九
- この持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件 九
- 令和四年度目標増殖量を定めた件 九

### 告 示

#### 福島県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる

生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
渡部歯科医院	会津若松市城東町二四一五一	令和四年一月一日
大町診療所	須賀川市大町四〇三一九	同 年二月一日
田代歯科医院	須賀川市東町五三一一三	同 年一月一日
カワチ薬局 相馬店	相馬市中野字寺前三七七一一	同 年二月一日
浜通り訪問看護ステーション	南相馬市原町区菅浜字巢掛場五	令和三年七月一日
みやび歯科・小児歯科	伊達郡川俣町大字鶴沢字西ノ内二八	平成三二年四月一日

（社会福祉課）

#### 福島県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和四年二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
だるま薬局	白河市天神町一一一	令和三年五月

田代歯科医院	須賀川市東町五三三	三二日
	同 年 二 月 三 日	

(社会福祉課)

福島県告示第百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

令和四年二月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
国井歯科医院	白河市大信増見字増見三〇六一	令和四年二月二八日

(社会福祉課)

福島県告示第百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

令和四年二月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
渡邊 悟	二本松市郭内一一二七	ふれあい心のサービス二本松店	二本松市上川崎字山中五八一	令和四年二月一日

(社会福祉課)

福島県告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年二月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
 蘭部至司 吉田政二 佐藤晋 佐藤政吉 佐藤憲治 志賀貞夫 志賀由浩 緒形テウ 緒形英直 勝沼忠衛 小川秀史郎 小川秀史郎 小野竜也 小野與市郎 星勝利 竹内栄 渡辺セイ子 木田昌利 木田一良 木田正直 鈴木一男 高木利政 高木利政 田代鉄造 商工組合中央金庫 松本智 草野登 福島メガ1号株式会社 高田喜一郎 水野清臣
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和四年福島県告示第三十七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年二月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 二 瓶喜典 大友キヨミ
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和四年福島県告示第三十五号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

**福島県告示第百四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町川俣線	相馬郡飯館村二枚橋字本町一八五番一地先から同郡同村二枚橋字本町四七〇番地先まで	変更前	A 八・六 B 二八・二	一、二六五・三
		変更後	A 八・六 B 二八・二	一、二六五・三
		変更前	A 八・六 B 二八・二	一、二六五・三
		変更後	A 八・六 B 二八・二	一、二六五・三

（道路計画課）

**福島県告示第百五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

**福島県告示第百六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道棚倉矢吹線	西白河郡中島村大字中島字天神前一八九番一地先から同郡同村大字二子塚字山神山二番一地先まで	令和四年二月二六日

（道路計画課）

**福島県告示第百七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画法業について、次のとおり認可した。

令和四年二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 浪江町
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業施行期間 令和四年二月二十五日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 双葉郡浪江町のうち、大字権現堂字塚越、上馬洗田、下馬洗田、上柳町、中柳町、下柳町、上続町、下続町、北深町、南深町、蛭子町、新町、由草田、矢沢町及び一丁田、大字川添字佐野の各一部の区域

（まちづくり推進課）

## 福島県告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
令和四年二月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

## 一 施行者の名称

南相馬市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

相馬地方都市計画道路事業 三・四・百二号 駅前北原線

## 三 事業認可の年月日

平成十九年八月三十一日

## 四 事業施行期間

（変更前）平成十九年八月三十一日から平成三十四年三月三十一日まで

（変更後）平成十九年八月三十一日から令和六年三月三十一日まで

## 五 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成十九年八月三十一日告示第六百九号の事業地のうち、福島県南相馬市原町区旭町二丁目地内を削る。

（まちづくり推進課）

## 福島県告示第百九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、いわき市からいわき都市計画事業泉第三土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。  
令和四年二月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

（まちづくり推進課）

## 福島県告示第百十号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年二月十八日次のとおり指定した。  
令和四年二月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

## 氏名又は名称

住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称及び所在地

有限会社真央

郡山市喜久田町堀

令和四年二月二十八日から

之内字外左衛門段

令和八年九月三〇日まで

一番地四号

高木店

本宮市高木字中丸一六番一

福島県教育委員会教育長

（出納総務課）

## 公告第5号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける新時代の学校における I C T 環境研究開発事業に係る大型提示装置等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年2月25日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
新時代の学校における I C T 環境研究開発事業に係る大型提示装置等 一式（搬入、導入、設置、調整、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県教育庁高校教育課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年1月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額  
442,490,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和3年12月3日

（高校教育課）

## 福島県内水面漁場管理委員会

## 福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

こいの持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。  
令和四年二月二十五日

福島県内水面漁場管理委員会  
会長 片山 亜 優

## 一 指示の内容

## 1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

## 2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触がないこいであること。

(三) P C R 検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又は L A M P 法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。

## 3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいについては、適用しない。

## 二 指示の期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

## 福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

こいの持ち出し等について指示する件（令和四年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

令和四年二月二十五日

阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面第五種共同漁業権漁場における令和四年度目標増殖量を次のとおり定めた。  
令和四年二月二十五日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優





内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	350	350	—	5,600	—	14,700	9,100	—	—	—	—
内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組合	700	700	678	35,000	—	28,000	14,000	—	70	—	—
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	—	—	1,337	6,300	4	35,000	21,000	—	70	7	—
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同組合	210	—	855	4,000	5	35,700	25,900	—	700	—	—
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	182	126	3,800	1	16,800	10,500	—	—	—	—
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	—	—	—	—	—	—	—	32,200	—	—	—
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組合	—	—	300	4,200	—	11,200	11,200	—	—	—	—
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同組合	140	—	—	2,000	3	24,500	33,600	—	1,260	—	—
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協同組合	—	—	3,500	26,400	10	112,000	42,000	—	—	—	—
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	—	—	—	—	—	31,500	7,000	—	—	—	—
内共第27号	大島湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同組合 檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	210	140	—	8,400	—	23,800	23,800	—	140	—	—
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	—	—	—	—	—	4,200	2,100	—	—	—	—
合 計			5,474	4,172	11,277	429,300	31	513,800	585,200	32,200	10,740	245	—